令和４年度都型学童クラブ事業補助要綱

［制定］令和４年１２月９日
４福保子家第１６６４号

（目的）

第１条　この要綱は、都型学童クラブ事業実施要綱（平成２２年６月１６日付２２福保子家第２２２号。以下「実施要綱」という。）第７条の規定に基づき、区市町村が行う都型学童クラブ事業及び都型一体型学童クラブ事業の実施に要する経費の一部について、都が予算の範囲内で補助することにより事業の円滑な推進を図り、もって放課後児童の健全育成に係るサービスの質の向上及び量の拡充に資することを目的とする。

（通則）

第２条　この要綱に基づく補助金の交付は、東京都補助金等交付規則（昭和３７年東京都規則第１４１号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

第３条　この要綱に基づく補助金の交付は、実施要綱に定める事業（以下「補助事業」という。）を対象とする。

（補助対象経費）

第４条　この要綱に基づく補助金の交付は、別表の第２欄に掲げる経費として、東京都学童クラブ事業実施要綱（平成２７年７月２７日付２７福保子家第３５８号）に規定する各事業（別添２を除く。）の支出額から補助基準額を差し引いた額をその対象とする。ただし、上記により算出した補助対象経費が０円を下回る場合は、０円とする。

（補助金の額の算定方法）

第５条　補助金の額は、別表の第１欄に定める方法により算定した補助基準額と、前条に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を差し引いた額とを比較していずれか少ない方の額を補助基本額として、その合計額に別表の第３欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第６条　区市町村長は、この要綱の規定による補助金の交付を受けようとするときは、知事に対して都型学童クラブ事業補助金交付申請書（別記第１号様式）を提出することにより交付を申請するものとする。

２　知事は、区市町村長から前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第１０条に定める補助条件を付して補助金の交付を決定し、当該申請を行った区市町村に通知するものとする。

（補助金の変更交付申請及び変更交付決定）

第７条　前条第２項に基づき交付を決定した後の事情の変更等により申請の内容を変更する場合の申請は、区市町村長が知事に対して都型学童クラブ事業補助金変更交付申請書（別記第２号様式）を提出することにより変更交付を申請するものとする。

２　知事は、区市町村長から前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定し、当該申請を行った区市町村に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第８条　区市町村長は、第６条の規定による交付決定若しくは前条の規定による変更交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定又は変更交付決定の通知を受けた日から１４日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請を撤回することができる。

（交付方法）

第９条　この補助金は、概算払いにより交付することができる。

（補助条件）

第１０条　この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

一　他の補助金との重複禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

二　契約

（１）契約の相手方等からの資金提供の禁止

区市町村長は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対して行われた指定寄付金を除く。

（２）一括下請負の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

三　承認事項

（１）区市町村長は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア　補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ　補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（２）知事は、前項の変更等承認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、承認の可否を区市町村に通知する。

（３）第６条の規定は、前項の規定による知事の通知について準用する。

四　事故報告等

区市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

五　財産処分の制限

区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用を増加した不動産及びその従物、並びに取得価格又は効用の増加の価格が単価５０万円以上の機械器具等については、「補助金等交付施設の財産処分承認基準について（通知）」（平成２４年３月３０日付２３福保子家第１３４４号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

六　財産の管理義務

区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

七　財産処分による収入の納付

知事の承認を受けて財産を処分することにより区市町村に収入があった場合には、知事は、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

八　関係書類の整理保管

区市町村長は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後５年間保管しておかなければならない。

九　事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別に必要が生じたときは、知事はこの決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

十　状況報告

（１）区市町村長は、事業計画に重大な影響を与える事情が生じたときは、その状況を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（２）知事は、必要が生じたとき、補助事業の進捗状況について報告させることがある。

十一　補助事業の遂行命令等

この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って執行されていないと認めるときは、知事は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを区市町村長に命ずることがある。

この命令に違反したときは、補助事業の一部停止を区市町村長に命ずることがある。

十二　補助事業の完了時期

区市町村長は、補助事業を令和５年３月３１日までに完了しなければならない。

十三　実績報告

区市町村長は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、知事が別に定める日までに補助事業の事業実績報告書（別記第３号様式）を提出しなければならない。

十四　補助金の額の確定

知事は、前項の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村に通知する。

十五　是正のための措置

知事は、前項の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを区市町村長に命ずることがある。

第１３項の実績報告は、この項の規定に基づく命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

十六　決定の取消し

（１）区市町村長が、次の各号のいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア　偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ　補助金を他の用途に使用したとき。

ウ　その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくはこの要綱の規定に基づく命令に違反したとき。

（２）（１）の規定は、第１４項により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

十七　補助金の返還

（１）区市町村長は、補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところによりその額を返還しなければならない。

（２）（１）の規定は第１４項により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

（３）知事は（１）の規定にかかわらず、前項の規定に基づく取消しをした場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

十八　違約加算金及び延滞金

（１）区市町村長は、第１７項により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（２）区市町村長は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年

１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（３）（１）及び（２）に規定する年当たりの割合は、閏年（うるうどし）の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。

十九　他の補助金等の一時停止等

区市町村長が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

二十　間接補助事業に係る補助条件

区市町村長は、社会福祉法人その他の者に対して間接補助金を交付する場合には、この要綱に規定する条件と同等の条件を付さなければならない。

二十一　仕入控除税額の報告

事業完了後に、間接補助事業者から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、別記第４号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、都型学童クラブ事業補助金の交付に関し必要な事項は、東京都福祉保健局長が別に定める。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、令和４年４月1日から適用する。

別表（第４条及び第５条関係）

都型学童クラブ事業等に関する補助基準額、補助対象経費及び補助率

１　補助基準額	２　補助対象経費	３　補助率
（１）都型学童クラブ事業 支援の単位ごとに、毎月初日の児童の数により区分される次に定める額 （１支援の単位当たり月額） ア　構成する児童の数が 10～19 人の支援の単位 352,000 円－（19 人－支援の単位を構成する児童の数）×20,000 円 イ　構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位 352,000 円－（36 人－支援の単位を構成する児童の数）×11,000 円 ウ　構成する児童の数が 36～45 人の支援の単位 352,000 円 エ　構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位 352,000 円－（支援の単位を構成する児童の数－45 人）×5,500 円	都型学童クラブ事業の実施に要する以下の経費 委託料、負担金補助及交付金、知事が都型学童クラブ事業の実施に必要と認める経費	１／２
（２）都型一体型学童クラブ事業 事業所ごとに、共同プログラムの実施回数により区分される次に定める額 （１事業所当たり年額） ア　共同プログラムを年間４～７回実施 401,000 円 イ　共同プログラムを年間８～11 回実施 802,000 円 ウ　共同プログラムを年間 12～15 回実施 1,203,000 円 エ　共同プログラムを年間 16～19 回実施 1,604,000 円 オ　共同プログラムを年間 20 回以上実施 2,005,000 円	都型一体型学童クラブ事業の実施に要する以下の経費 共同プログラムの準備や実施に要した給料、職員手当、共済費、講師謝礼等、知事が都型一体型学童クラブ事業の実施に必要と認める経費	１／２